

令和3年度第11回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月25日(金)午前9時32分から午前10時53分

2. 開催場所 市役所 3階 302・303会議室

3. 出席委員 9人

1番	秋山 剛	2番	野津田はるみ	4番	竹内茂樹
5番	小森山仁司	7番	岡本 隆	8番	末宗龍司
9番	木戸安江	10番	久保時治	11番	小寺 旭

推2番	岡崎正昭	推4番	濱保敬志	推6番	横山寿人
推7番	榎本桂志	推11番	栗根耕作		

4. 欠席委員 3番 小川康成 6番 瀬尾 毅

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第43号 非農地証明交付申請について

議案第44号 荒廃農地調査に伴う非農地判断について

第4 報告事項

報告第27号 農地法第5条の規定による届出について

報告第28号 農地法第18条の規定による届出について

第5 その他

(1) 3月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 池田 弘昭

農地係主任 田渕 哲也

会計年度任用職員 加茂 久美

8. 会議の概要

【事務局（池田）】定刻になりましたので、これより令和3年度第11回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】（会長挨拶）

本日の欠席委員は3番 小川委員、6番 瀬尾委員です。定数に達しております

ので、令和3年度第11回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりで。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、9番 木戸委員、10番 久保委員を指名します。よろしくお願いいたします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第40号を説明）

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を濱保委員お願いします。

【推4番 濱保委員】 2月2日に私と末宗委員、木戸委員と譲受人の〇〇さんと現地で状況を確認しました。譲渡人 〇〇さんについては、当日都合が悪いということで来られておりませんでした。

現地は、国道432号の矢多田トンネル北口を出たところの西側で、矢多田川と福塩線に挟まれた中州状のところ。田んぼの一部は、現在〇〇〇さんが借り受けて野菜を作られています。他のところは所有者の〇〇さんが、広島に住まれているのですけれども、年に1回帰ってきて草刈り等されているというような状況です。

一角に〇〇さんの住まわっていた家もあります。〇〇さんは、阿字線を入った古城に住まわれており、左官業の傍ら自分の畑で野菜栽培と、また〇〇〇の構成員になられておられて、その作業もされている状況です。今の古城の家も古くなっており、大幅な修理か建て替えという状況もあるので、家ごと譲り受けてこちらに出てきて、周りの田畑を有効活用して、農作業を増やしていきたいと、そういう意向を持っておられます。古城の畑については、引き続き管理されるということです。この地域としても、〇〇〇が中心にあり、農作業、周りの管理には、協力していこうという意向が示されています。

今回、〇〇さんには会えなかったのが電話で話したところ、広島に居を構えておって、矢多田に帰るつもりはない。今までは半年ずつ帰って、家の管理や周りの草刈り等をおったのですが、今後だんだん無理になってくると思われる。旧知の〇〇さんに譲り渡して、適切に管理をしていただければ一番ありがたいのでよろしくお願いいたしますというようなことでした。地域としても、農地の有効活用を進めていくということで、よろしくご検討をお願いします。

【議長】 続いて、番号2を横山委員お願いします。

【推6番 横山委員】 2月11日に、行政書士の〇〇さんと、野津田委員さんと私、3人で確認しております。

場所は、元上下町役場から上下高等学校の方に向かっていくと、中間ところへ上下レコードさんというところがございます。そのちょうど前の、民家があるのですがその裏の畑でございます。ちょっと急傾斜地でぐるりと小石で囲われてあって、境界もはっきりして、土砂等の流出もないようです、特に問題ないと思います。よろしく

お願いします。

【議長】続いて、番号3を栗根委員お願いします。

【推11番 栗根委員】2月11日、譲渡人 ○○ ○○さんと譲受人 ○○ ○○さんと、加納委員、私で現地確認をしました。

場所は僧殿橋を渡って東へ200m行き、細い道を南へ20m行ったところで、この農地は細長く、南側は○○さんの農地と宅地があり、西側は、息子さんの自宅があります。耕作するのに、近くで便利なため購入しました。譲渡人の○○さんは農地が多く、高齢のため、農業経営を縮小をしたいので、売却されます。問題ないと思われま
す。よろしくお願いします。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第40号は提案どおり許可妥当とすることに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは議案第40号は提案どおり許可妥当とします。

続いて、議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をしてください。

【事務局(田淵)】(議案第41号を説明)

【議長】続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を野津田委員お願いします。

【2番 野津田委員】場所は地図にあるように、甲奴庄原別れ交差点の手前、消防屯所の道を入ったところでは

○○さんは高齢で、足が痛くてほぼ農業ができないので、近所である○○○○○で作ってもらえないかとの相談がありまして、○○○○○も農地を近くにまとめていきたいという思いもあり、今回引き受けることになりました。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】続いて、番号2を楨本委員お願いします。

【推7番 楨本委員】ここは圃場整備された田んぼになります。

本案件は去年の12月に利用権の委託を受けるものとして、○○ ○○さんが申請されておりましたが、その審査日の12月24日の総会の時点でお亡くなりになっておりましたので、再度後継者である○○ ○○さんが、今回申請されました。

○○ ○○さんのご長男である○○さんは、すでに20数年前から実質的に営農されております。本案件も以前から継続し利用されておりますので、その意味からしても問題ないと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。

【議長】ただいま説明のありました議案について、審議していただきますが、農業委員

会等に関する法律第31条で「農業委員会の委員は自己等に関する事項についてはその議事に参与する事が出来ない。」とあります。番号1につきましては、〇〇〇委員に関する事案ですので、議事に参与できません。 〇〇〇委員は暫時退席をお願いします。

(〇〇〇委員 退席)

【議長】 ただいまの事務局並びに担当委員の説明にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第41号は提案どおり承認することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】 異議なしと認めます。それでは議案第41号は提案どおり承認します。

(〇〇〇委員 着席)

続いて、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第42号を説明）

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を栗根委員お願いします。

【推11番 栗根委員】 2月2日、譲受人 〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇さんと小寺会長と現地確認をしました。

場所は広谷大池の西側で、この農地の上側は山林で、その境に細い道が池まであります。よろしくをお願いします。

【議長】 続いて、番号2を横山委員お願いします。

【推6番 横山委員】 2月16日に小川委員、私とソーラー関係者の方、事務局5人で確認しております。

場所は、庄原農協車両センターの裏になります。現在耕作されておりません。現状のままで、構造物を設置されるということなんです。水路もきちっと整備して、近隣へ迷惑かけないようにするということをおっしゃっていただきました。また、隣接する民家や土地所有者の方にも同意書をとられておりますので、特に問題ないかと思われまます。よろしくをお願いします。

【議長】 ただいまの事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

【8番 末宗委員】 資材置場ということで、今日いろんなところで災害が発生しておりますけれども、ここが谷間というか、おそらくそういう感じになっているかと思うのですが、ハザードマップ、県が出していると思うのですが、防災上の現状はどうですか。

【議長】事務局で確認しておきます。

また、補足説明ですが、池に何かの物質が流れ込む危険性があるかどうかという話をしたのですが、それについては、先ほど粟根委員がおっしゃった通り、池のところに堤防を作って、そこへ鯉を入れて飼いながら、そこに水が流れてくるようにし、鯉が死んだりした場合には、そういう有害物が流れ込んでくることを確認するということです。

他必要書類の有無等確認いたします。許可証の発行については、会長一任にて確認した後とします。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第42号は提案どおり許可妥当の意見とすることに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは議案第42号は提案どおり許可妥当の意見とします。

続いて、議案第43号 非農地証明交付申請について、事務局より議案説明をしてください。

【事務局（田淵）】（議案第43号を説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を濱保委員お願いします。

【推4番 濱保委員】2月16日、末宗委員と所有者の〇〇さんの代理人の〇さんで現地確認しました。

所有者の〇〇さんはご両親が934-1の近くに住んでおりましたが、20数年前に府中市内に転居されて、それ以来この辺は管理されていない、耕作放棄されているという状況になっております。

この方も、こちらに帰ってくる予定はなく、土地の管理もしないということをおっしゃられているようです。

現地につきましては、792-1は笹が繁茂している状況ですが、矢多田阿字線に沿っている場所ということと、古城の集会所のすぐ側ということもありまして、地域の方が草刈りだけはされているということです。この792-1の中には、数ヶ所大きな岩が覗いているのが認められました。岩が出てないところも結構浅いところに岩があるんじゃないかということも考えられまして、無理やり復元しても、現状機械を使った農作業はできないかというふうに思われます。

934-1と936-2ですが、これは少し岳山の方に上がったところの山際です。すぐそばに元の家があったところで、934-1につきましてはこの近隣の方の家のすぐそばなので、あまり山になっても困るということで時々草刈りだけはされているようです。そのそばの936-2は、長らく放置されて笹、雑木が立っている状況で、山と言った方がいいかという状態になっております。ここも、面積が少ないことと、間に溝があること、石垣みたいな格好で、機械を入れて耕作することが非常に難しいと考えられる状況ですので、無理やり農地に復元することもできない。引き続いて利用管理

ということではできないだろうと考えました。よろしく検討願います。

【議長】 ただいまの事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第43号は提案どおり承認することにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】 異議なしと認めます。それでは議案第43号は提案どおり承認します。

続いて、議案第44号 荒廃農地調査に伴う非農地判断について、事務局より議案説明をしてください。

【事務局（田淵）】 (議案第44号を説明)

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1から5を久保委員お願いします。

【10番 久保委員】 令和3年8月25日時点での利用状況調査におきまして、第1号B分類とされました国留地区の農地につきまして、昨年の12月15日に小寺会長、秋山委員、岡崎委員、事務局、私の6名で、再度現地調査を行いました。

その後、年明けから農地非農地の判断に関わる事前文書、同意書を持ち所有者のお宅を訪問いたしました。今回の対象地区であります国留は、先谷地区と国留郷地区の2つの地域になっております。大ざっぱに申しますと、府中市の上下支所の横を通っております県道別迫上下線沿いにあると思っております。位置が分かりにくいですが、1番は地図上で言いますと10ページの右側一番上に当たり、それから2番と3番は私のところがございます。9ページの一番下に4番、〇〇さんはこの中では唯一畑になっておりますが、10ページの左側の下になっております。5番の〇〇さんは地図では10ページになっております。

この1から5番まで1件1件ご説明を差し上げればよろしいんですが、この5件はすべて、何十年にわたり耕作をされていないところばかりですので、山に近い状態となっております。土地の所有者の皆様も、今後農地に戻せないし、耕作もしないとのことでもございました。非農地でよろしいかと思っております。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

それから、今回私は7件の担当をいたしまして、5件同意書をいただきましたが、2件は同意されない方もおられました。この方々も、絶対非農地はしないぞというようなことは、言われておりません。今回初めてこういう非農地判断という言葉が聞かれまして、本当に急な話なので、ちょっと考えさせてくれというような、検討の方でございました。これから先、所有が代わられたりして申請されるやもしれないというふうに思っております。また次の非農地判断の布石になったのではないかなと思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議長】 続いて、番号6から8を岡崎委員お願いします。

【推2番 岡崎委員】 6から8番まで国留郷地区に居住しておられる方に直接、書類をお願いして、最終的に地目を変えようと思えば法務局へ申請をと説明しました。お

受けした方に関しては承諾の書類になっておりまして、非農地の手続きに進みたいということです。6番、7番の土地に関しては、今まで説明あったようにもう30年近く耕作していない、山林化してるような土地です。8番に関しては、県道別迫上下線のライスセンター近くの県道の拡張工事に伴い、農地がわずか2m幅ぐらいで道路に沿って残ってる土地です。作れないし作る気はないということでした。ご審議方よろしくお願ひいたします。

【議長】番号9、10については事務局説明をお願いします。

【事務局（田淵）】9と10については市外の方ということで、事務局から郵送で同意書を送付しました。いずれの方ともお話をしましたが、文書内容について説明をしたところ、自分はもうすでに耕作していないし、今後帰って農地に復元するという考えはもうない。そう判断されるのであればどうぞ、というようなご回答をいただきました。中には、どうしようかなと悩まれた方もおいでだったのですけれども、そういった方には、今回はひとまず同意しないにしろいたらいいのではという方もおいででした。今回限りの非農地判断ではないですから、同意が得られないのであれば次の機会であるとか、久保委員もおっしゃいましたが、そういう対応でいいのかなと思います、所有者の皆さんは、何のことってというのは、口をそろえておっしゃってましたので、今後どういう対応をしようかというのはまた皆さんと一緒に考えたいと思いました。以上です。

【議長】ただいま説明のありました議案について、審議していただきますが、農業委員会等に関する法律第31条で「農業委員会の委員は自己等に関する事項についてはその議事に参与する事が出来ない。」とあります。番号1につきましては、〇〇委員に関する事案ですので、議事に参与できません。〇〇委員は暫時退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

【議長】ただいまの事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

【8番 末宗委員】農地非農地の判断の目的は。関係機関が非農地と認めても登記の関係がある。

【議長】目的は農地台帳と現況が違うということ。農地台帳は農地を農地として台帳に載せておるのですが、農地でないものまで農地台帳に載せることは、台帳の正確さから齟齬を生じるわけです。日本には農地がこれだけあると公表するわけですが、農地でないものまで農地台帳にあがっていると農地でないものも農地として考えていかなければならない。

【事務局（池田）】今回は国留を行いました、いっぺんに市内をやるということはちょっと面積的にも不可能なので、順次場所を広げていってこういう調査を行っていきたいと思っております。国留で終わりではないです。

【議長】ほかに、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第43号は提案どおり承認することにご

異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは議案第44号は提案どおり承認します。

(〇〇委員 着席)

【議長】続いて日程第4 報告事項ですが、受理日を備考欄へ記載しております。内容については割愛しますので、不明事項等ありましたら総会后事務局へお問い合わせください。

これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、3月25日(金)午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【議長】それでは、次回は3月25日(金)午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和4年2月25日

議長(会長)

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人